

	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600

	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
定年前	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
再任用	86	286,100	312,900	350,700	369,600	398,300	
短時間	87	286,600	313,900	351,500	370,200	398,800	
勤務職	88	287,100	314,900	352,300	370,700	399,200	
員以外	89	287,600	315,800	352,900	371,000	399,600	
の職員	90	288,100	316,900	353,500	371,500		
	91	288,600	317,900	354,100	371,900		
	92	289,100	318,900	354,700	372,200		
	93	289,600	319,700	355,100	372,800		
	94	290,200	320,400	355,500	373,300		
	95	290,800	321,100	356,000	373,800		
	96	291,400	321,700	356,400	374,300		
	97	292,000	322,200	356,900	374,900		
	98	292,500	322,500	357,300	375,400		
	99	293,000	323,100	357,800	375,900		
	100	293,500	323,700	358,200	376,300		

101	294,000	324,100	358,500	376,900		
102	294,500	324,700	359,000	377,400		
103	295,000	325,300	359,400	377,900		
104	295,400	325,800	359,700	378,400		
105	295,800	326,200	360,100	379,000		
106	296,300	326,700	360,600	379,400		
107	296,800	327,200	361,100	379,900		
108	297,100	327,700	361,600	380,400		
109	297,300	328,100	362,100	381,000		
110	297,600	328,500	362,600			
111	297,800	328,800	363,100			
112	298,100	329,100	363,500			
113	298,400	329,400	363,900			
114	298,600	329,800	364,300			
115	298,900	330,100	364,800			
116	299,100	330,400	365,300			
117	299,400	330,600	365,700			
118	299,700	330,900	366,200			
119	300,000	331,200	366,700			
120	300,300	331,400	367,200			
121	300,600	331,600	367,500			
122	301,000	331,900				
123	301,300	332,200				
124	301,600	332,500				
125	301,800	332,700				
126	302,000	333,000				
127	302,300	333,400				
128	302,700	333,600				
129	302,900	333,800				
130	303,200	334,000				
131	303,600	334,400				
132	304,000	334,600				
133	304,200	334,900				
134	304,500	335,300				
135	304,800	335,700				
136	305,100	336,100				
137	305,300	336,400				
138	305,600	336,800				
139	305,900	337,200				
140	306,200	337,600				
141	306,400	337,900				
142	306,800	338,300				
143	307,200	338,600				
144	307,500	339,000				
145	307,700	339,300				
146	307,900	339,700				
147	308,200	340,100				
148	308,600	340,500				
149	308,800	340,800				
150	309,000	341,200				
151	309,300	341,600				
152	309,600	342,000				

	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和31年宮崎県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(住居手当) 第4条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) [略] (2) 第5条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(企業局職員宿舍管理規程に基づく職員宿舍その他管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの (単身赴任手当) 第5条の2 [略] 2 職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理者が定めるものに使用される者であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった直前の住居から職員となった直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。)その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 (期末手当) 第11条 [略] 2 前項の期末手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4) [略] (給与の減額) 第15条 [略] 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が55歳に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年宮崎県条例第17号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、	(住居手当) 第4条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) [略] (2) 第5条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>が居住するための住宅(企業局職員宿舍管理規程に基づく職員宿舍その他管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの (単身赴任手当) 第5条の2 [略] 2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった直前の住居から職員となった直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 (期末手当) 第11条 [略] 2 前項の期末手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) [略] (給与の減額) 第15条 [略] 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が55歳に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年宮崎県条例第17号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間に

子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護部分休暇（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（特定の職員についての適用除外）

第15条の7 第4条、第4条の2、第4条の5、第6条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 [略]

わたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護部分休暇（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（特定の職員についての適用除外）

第15条の7 第4条、第4条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 [略]

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年宮崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（住居手当） 第4条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対し支給する。 （1） [略] （2） 第4条の6第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（宮崎県職員宿舍管理規則に基づく有料の宿舍その他任命権者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定めるもの （単身赴任手当） 第4条の6 [略] 2 <u>職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち任命権者が定めるものに使用される者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の任命権者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった直前の住居から職員となった直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して任命権者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して任命権者が定める職員に限る。）</u>その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 第5条の3 [略] 2 <u>職員以外の地方公務員等</u>であった者から引き続き職員となつて特地公署又は準特地公署に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して任命権者が定める職員に限る。）、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に勤務する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権	（住居手当） 第4条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対し支給する。 （1） [略] （2） 第4条の6第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>が居住するための住宅（宮崎県職員宿舍管理規則に基づく有料の宿舍その他任命権者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定めるもの （単身赴任手当） 第4条の6 [略] 2 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の任命権者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった直前の住居から職員となった直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して任命権者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u>その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 第5条の3 [略] 2 <u>職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち任命権者が定めるものに使用される者</u>であった者から引き続き職員となつて特地公署又は準特地公署に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して任命権者が定める職員に限る。）、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に勤務する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に

者が定める職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(期末手当)

第10条 [略]

2 前項の期末手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1)・(2) [略]

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) [略]

(給与の減額)

第14条 [略]

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者^ニ届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が定める者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第14条の5 第4条、第4条の4、第5条の2、第5条の3及び第12条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 [略]

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)
第7条 [略]	第7条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 任命権者は、 <u>特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u>	
5 第2項の規定による号給の決定、 <u>第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、</u> 予算の範囲内で行わなければならない。	4 第2項の規定による号給の決定 <u>及び前項の規定による給料月額の決定は、</u> 予算の範囲内で行わなければならない。
6 [略]	5 [略]
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第8条 職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「職員給与条例」という。)第3条、第3条の2、第4条から第5条の4まで、第5条の8、第6条の3、第6条の4、 <u>第8条の4及び第8条の6の規定並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号。次項において「市町村立</u>	第8条 職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「職員給与条例」という。)第3条、第3条の2、第4条から第5条の3まで、第5条の8、第6条の3、第6条の4及び第8条の6の規定並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号。次項において「市町村立学校職員給与

学校職員給与条例」という。）第3条（第7項を除く。）から第3条の3まで及び第5条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項及び第8条の11第1項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第7条の2第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」と、職員給与条例第8条の11第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項中「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

条例」という。）第3条（第7項を除く。）から第3条の3まで及び第5条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項、第8条の4第2項第1号及び第8条の11第1項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第7条の2第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、職員給与条例第8条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、職員給与条例第8条の11第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項中「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第5条 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年宮崎県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給与の種類） 第2条 〔略〕 2 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当とする。 （扶養手当） 第7条 〔略〕 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） （2）～（5） 〔略〕 （住居手当） 第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 （1） 〔略〕 （2） 第11条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（管理者が定める公舎又は住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超え	（給与の種類） 第2条 〔略〕 2 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 （扶養手当） 第7条 〔略〕 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （1）～（4） 〔略〕 （住居手当） 第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 （1） 〔略〕 （2） 第11条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>）が居住するための住宅（

る家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

（単身赴任手当）

第11条 〔略〕

- 2 職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理者が定めるものに使用される者であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった直前の住居から職員となった直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（管理職員特別勤務手当）

- 第17条 第5条の規定による管理者が指定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

（期末手当）

第18条 〔略〕

- 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（1）・（2） 〔略〕

（3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

（4） 管理者が定めるところにより、期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの又は懲戒免職の処分を受けたもの

（特定任期付職員業績手当）

- 第20条 特定任期付職員業績手当は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

（特定の職員についての適用除外等）

第26条 〔略〕

- 2 第6条、第7条、第9条及び第21条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

管理者が定める公舎又は住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

（単身赴任手当）

第11条 〔略〕

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった直前の住居から職員となった直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（管理職員特別勤務手当）

- 第17条 第5条の規定による管理者が指定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

（期末手当）

第18条 〔略〕

- 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（1）・（2） 〔略〕

（3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（4） 管理者が定めるところにより、期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの又は懲戒免職の処分を受けたもの

第20条 削除

（特定の職員についての適用除外等）

第26条 〔略〕

- 2 第6条、第7条及び第21条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

- 3 [略]
- 4 第 4 条から第 7 条まで、第 9 条、第 13 条から第 15 条まで及び第 19 条の規定は、特定任期付職員には適用しない。
- 5 [略]

- 3 [略]
- 4 第 4 条から第 7 条まで、第 9 条及び第 13 条から第 15 条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。
- 5 [略]

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 6 条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 15 年宮崎県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 9 <u>改正前の職員給与条例第 5 条の 7 第 2 項に規定する職員以外の地方公務員等であった者（人事委員会規則で定める者を除く。）</u>で一部施行日以後に引き続き給料表の適用を受ける職員となり、<u>職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成 17 年宮崎県条例第 76 号）第 1 条の規定による改正後の職員給与条例第 5 条の 5 第 2 項第 1 号の 1 級地に係る地域及び公署以外の地域又は公署に勤務することとなったものについては、当分の間、改正前の職員給与条例第 5 条の 7 第 2 項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第 5 条の 5 第 2 項各号に掲げる割合のうち最高のもの」とあるのは「<u>職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成 17 年宮崎県条例第 76 号）第 1 条の規定による改正後の第 5 条の 5 第 2 項第 1 号の 1 級地</u>」と、「前項の規定による調整手当を支給される職員との権衡上必要」とあるのは「必要」と、「人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、調整手当」とあるのは「<u>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 113 号。以下この項において「改正法」という。）第 2 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の 7 第 3 項の規定により同条第 1 項（改正法附則第 14 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に準じて地域手当を支給される者の例により、地域手当</u>」とする。</u>	附 則 9 <u>職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者等</u>であった者（人事委員会規則で定める者を除く。）で一部施行日以後に引き続き給料表の適用を受ける職員となり、<u>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年宮崎県条例第 9 号）第 1 条の規定による改正後の職員給与条例第 5 条の 5 第 2 項第 1 号の 1 級地に係る地域及び公署以外の地域又は公署に勤務することとなったものについては、当分の間、改正前の職員給与条例第 5 条の 7 第 2 項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第 5 条の 5 第 2 項各号に掲げる割合のうち最高のもの」とあるのは「<u>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年宮崎県条例第 9 号）第 1 条の規定による改正後の第 5 条の 5 第 2 項第 1 号の 1 級地</u>」と、「前項の規定による調整手当を支給される職員との権衡上必要」とあるのは「必要」と、「人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、調整手当」とあるのは「<u>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 72 号。以下この項において「改正法」という。）第 2 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の 7 第 3 項の規定により同条第 1 項（改正法附則第 8 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に準じて地域手当を支給される者の例により、地域手当</u>」とする。</u>

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 7 条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成 16 年宮崎県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 3 <u>改正前の条例第 4 条の 4 第 2 項に規定する職員以外の地方公務員等であった者（管理者が定める者を除く。）</u>で施行日以後に<u>同項に規定する場合に該当することとなった職員</u>その他管理者が定める者については、当分の間、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「前項の規定による調整手当を支給される職員との権衡上必要」とあるのは「必要」と、「管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて、調整手当」とあるのは「<u>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 113 号。以下この項において「改正法」という。）第 2 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の 7 第 3 項の規定により同条第 1 項（改正法附則第 14 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に準じて地域手当を支給される者の例により、地域手当</u>」とする。	附 則 3 <u>職員以外の地方公務員等であった者（管理者が定める者を除く。）</u>で施行日以後に<u>改正前の条例第 4 条の 4 第 2 項に規定する場合に該当することとなった職員</u>その他管理者が定める者については、当分の間、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「前項の規定による調整手当を支給される職員との権衡上必要」とあるのは「必要」と、「管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて、調整手当」とあるのは「<u>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 72 号。以下この項において「改正法」という。）第 2 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の 7 第 3 項の規定により同条第 1 項（改正法附則第 8 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に準じて地域手当を支給される者の例により、地域手当</u>」とする。

（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 8 条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和 4 年宮崎県条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (経過措置) 第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。	附 則 (経過措置) 第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。
(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正) 第9条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
附 則 10 新条例第3条の2、第5条の2から第5条の4まで、<u>第5条の6、第5条の8、第6条の2及び第6条の2の2</u>の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。	附 則 10 新条例第3条の2、第5条の2及び<u>第5条の3</u>の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）第8条の2及び第8条の3、第2条中企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第11条第2項、第3条中単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第10条第2項並びに第5条中病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「病院事業職員給与条例」という。）第18条第2項の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。 (号給の切替え) 2 令和7年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において職員給与条例別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。 (施行日前の異動者の号給の調整) 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 (令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置) 4 令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員給与条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）第5条の3の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者、(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「1万 3,000円」とあるのは「1万 1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については 3,000円とする」とする。 5 令和8年3月31日までの間における第5条の規定による改正後の病院事業職員給与条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者、(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。 (令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)	

- 6 令和10年3月31日までの間は、第1条の規定による改正前の職員給与条例第5条の5の規定はなおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条の5第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第5条の5第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第5条の5第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第5条の5第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第5条の5第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

（単身赴任手当に関する経過措置）

- 7 改正後の職員給与条例第5条の10第3項、第2条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条の2第2項、第3条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の6第2項及び第5条の規定による改正後の病院事業職員給与条例第11条第2項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となったものにも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 8 施行日以後に新たに職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第12条に規定する職員及び職員の定年に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第42号）附則第4条に規定する職員（以下「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる職員給与条例第6条の2の2の規定は、施行日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律に関する経過措置）

- 9 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の職員給与条例第8条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 10 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則、企業局企業管理規程及び病院局企業管理規程で定める。

附則別表 行政職給料表の 1 級及び 2 級の職員、公安職給料表の 1 級から 3 級の職員、教育職給料表の 1 級及び 2 級の職員、研究職給料表の 1 級及び 2 級の職員、医療職（一）の 1 級の職員、医療職給料表（二）の 1 級及び 2 級の職員並びに医療職（三）の 1 級及び 2 級の職員以外の号給の切替表（附則第 2 項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		

54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86					
95	91	87					
96	92	88					
97	93	89					
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	

53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94	90				
99	95	91				
100	96	92				
101	97	93				
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					

108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					
126	122					
127	123					
128	124					
129	125					
130	126					
131	127					
132	128					
133	129					

ウ 教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	

53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		

108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

エ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9

53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		
90	82		
91	83		
92	84		
93	85		
94	86		
95	87		
96	88		
97	89		
98	90		
99	91		
100	92		
101	93		
102	94		
103	95		
104	96		
105	97		

オ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5

53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

カ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36

53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				

108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

キ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40

53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		

108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			